

日本馬術連盟 公認

第 67 回東京馬術大会

THE 67th TOKYO EQUESTRIAN GAMES

実 施 要 項

期 日：令和 3 年 10 月 16 日（土） ～ 17 日（日）
会 場：御殿場市馬術・スポーツセンター （住所）静岡県御殿場市仁杉 1415-1
主 催：公益社団法人 東京乗馬倶楽部
運 営：東京馬術大会組織委員会

スポーツ振興くじ助成事業

【競技種目一覧】

日 程	競技番号	※競技区分	競 技 課 目
10/16(土)	第1競技	公認★	FEI グランプリ馬場馬術課目 2009(2018 年更新版)
	第2競技	公認★	FEI インターメディアイト I 馬場馬術課目 2009(2020 年更新版)
	第3競技	公認★	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009(2018 年更新版)
	第4競技	公認★	JEF 馬場馬術競技 S1 課目 2013 (2018 年更新版)
	第5競技	公認★	JEF 馬場馬術競技 M1 課目 2013(2018 年更新版)
	第6競技	公認★	JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013(2018 年更新版)
	第7競技	一般	選択課目競技【M1・S1・セント・インター・グランプリ】
	第8競技	一般	JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013(2018 年度更新版)
	第9競技	一般	JEF 馬場馬術競技 A3 課目 2013(2018 年更新版)
	第10 競技	一般	JEF 馬場馬術競技 A2 課目 2013(2018 年更新版)
10/17(日)	第11 競技	公認★	FEI 自由演技グランプリ馬場馬術課目 1999(2017 年更新版)
	第12 競技	公認★	FEI 自由演技インターメディアイト I 馬場馬術課目 1998(2017 年更新版)
	第13 競技	公認★	JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目 (2018 年更新版)
	第14 競技	公認★	JEF 馬場馬術競技 S2 課目 2013(2018 年更新版)
	第15 競技	公認★	JEF 馬場馬術競技 M2 課目 2013(2018 年更新版)
	第16 競技	公認★	JEF 馬場馬術競技 L2 課目 2013(2018 年更新版)
	第17 競技	一般	選択課目競技【M2・S2・国体成年・自由演技インター・自由演技グランプリ】
	第18 競技	一般	JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013(2018 年度更新版)
	第19 競技	一般	JEF 馬場馬術競技 A3 課目 2013(2018 年更新版)
	第20 競技	一般	JEF 馬場馬術競技 A2 課目 2013(2018 年更新版)

※競技会を活用した馬匹調教のご希望に対応する為、一般競技(非公認競技)として選択課目競技を設けました。是非ご活用下さい。

※尚、日本馬術連盟競技会規程に基づき、同一日における同一課目の非認定種目を行う場合、認定種目後の実施が義務付けられておりますので、スケジュール次第では頭数を大幅に制限する場合があります。

※また、全競技において申込状況及び新型コロナウイルス感染症防止対策の都合により頭数制限を行う場合があります。



第 67 回東京馬術大会

1. 競技規程

(1) 公認競技には、JEF 競技会規程令和3年度版を適用する。但し、一般競技については下記のローカルルールを定める。

【第 67 回東京馬術大会馬装等ローカルルール】

※補助具については、普段その馬匹で安全に使用しているものであれば所属団体の責任において許可するが、大勒使用時の補助具併用(例:大勒と折り返し)については不可とする。

対象競技番号	大勒	小勒	補助具※	拍車	鞭	長靴
7・8・9・10・17・18・19・20	可	可	可	任意	可	ゴム可

2. 参加資格

- (1) 出場選手は、何らかの傷害保険に加入し、別紙誓約書に署名・提出していること。
- (2) 公認競技に出場する選手は日本馬術連盟騎乗者資格B級以上を取得していること。
- (3) 公認競技に出場する馬匹は日本馬術連盟の乗馬登録済みであること。但し、最近6ヶ月以内の輸入馬は必ず所定の検疫が完了していること。(輸入後初めて入厩する馬は、輸入検疫証明書のコピーを申込と同時に提出すること。)
- (4) 一般競技への出場は騎乗資格を問わないが、所属団体の責任者がその技術を認めていること。

3. 参加条件

- (1) 同一人馬の出場は全て競技において1回に限る。 また、1競技1人2頭までの出場に制限する。
- (2) 公認競技に参加する馬匹は、各競技毎に1競技1回までとする。
- (3) 一般競技に参加する馬匹は、各競技毎に複数選手出場を認めるが、各競技毎に4人までとする。
- (4) 一般競技についてのみ、オープン参加(表彰対象外)を受け付ける。

4. 参加料

- | | | |
|-----------|------|---------------|
| (1) 選手参加料 | 公認競技 | 1競技1回 12,000円 |
| | 一般競技 | 1競技1回 10,000円 |
| (2) 馬匹登録料 | | 1頭につき 15,000円 |

※申込締切日(令和3年9月11日)以降のエントリー追加および変更は 1件につき1,000円を追加徴収させていただきます。

5. 申し込み

- (1) 申込先 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町4-8東京乗馬倶楽部内
東京馬術大会組織委員会 宛
TEL:03-3370-0984 FAX:03-3370-2714 E-mail:cdi@tokyo-rc.or.jp
※FAX、メールによる送信の場合は、後日必ず原本を郵送すること。

(2) 申込締切日 **令和 3年 9月 10日 (金) 【必着】**

(3) 参加料振込先

三菱 UFJ 銀行 西新宿支店 普通預金 4622916 (口座名義) 公益社団法人 東京乗馬倶楽部

- (4) 「参加申込書」、「入厩届」、「誓約書」、「参加料集計表(振込の証明書写し添付)」に記入し、期日までに申込むこと。締切日に遅れた場合や、必要書類に不備がある場合にはその申込は認めない。
- (5) 一度納入いただいた参加料は、主催者都合により変更した場合を除き、キャンセル等により競技に出場されない場合も返金しない。



第 67 回東京馬術大会

6. 表彰

- (1) 全競技において、新型コロナウイルス感染症防止の観点から表彰式を行わない。
- (2) 各表彰対象競技の出場者上位1/4までを入賞とする。但し、出場者が20名以下の場合は、第5位までを入賞とする。
- (3) 公認競技における第4位以下で最終得点率が同率となった場合は、審判員らが出したスコアの(得点率)の中央値の高い順にて順位を決定する。それでも同率の場合は、同順位とする。
一般競技において最終得点率が同率となった場合は、①主審の総合観察点、②主審の得点率の順で比較し、これが高い順にて順位を決定する。それでも同率の場合は、同順位とする。
- (4) 但し、第7競技・第17競技の選択課目競技については表彰を実施しない。

7. 自由演技課目に使用する音楽 CD について

- (1) 自由演技課目で使用する楽曲に関する手続き等については、公益社団法人日本馬術連盟のウェブサイトにて遺漏なく確認すること。1月から12月の1年間で、1回でも自由演技課目にて楽曲を使用した選手は、複製使用料:年間8,000円の費用負担が日本馬術連盟から発生する。
- (2) 自由演技課目のエントリー申込時に、「録音利用明細書」(JASRAC、日本レコード協会共通)を提出すること。音楽再生用 CD には選手名、馬名、種目名を明記し、バックアップ用 1 枚を含む計 2 枚を用意、打ち合わせ会にて大会組織委員会に提出すること。
※「録音利用明細書」は日本馬術連盟のウェブサイトにてダウンロードすること。
※「録音利用明細書」未提出の場合は、成績が記録に残らないので注意すること。
- (3) 音楽再生用 CD には、使用する楽曲のみを保存し、入場曲付きとすること。使用媒体は CD のみとし、MD・カセットテープ等の他の媒体は不可とする。

8. 打合せ会について

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止の観点から打合せ会は実施しない。
- (2) 変更受付は、出番表を確認頂き、10月15日(金)午後4時までとする。
尚、棄権および同一団体内での順番入替のみを受け付ける。それ以外の変更は認めない。

9. 宿泊について

- (1) ホースマネージャー室は、新型コロナウイルス感染症対策のため使用できないことが予想されており選手および関係者の宿泊は、各自で手配すること。

10. 入退厩について

- (1) 入厩は10月15日(金)のみ午前8時から午後4時までとし、会場到着後、速やかに健康手帳を大会本部に提出し、入厩受付を行うこと。
- (2) 退厩は、10月17日(日)午後6時までに終えること。但し、屋内競技場での競技前後の時間帯は、馬運車の移動および馬匹の積み降ろしを制限する場合がある。

11. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は各自が用意し、退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は退厩時に指定された方式に従い、使用箇所の状態を整えてから帰ること。
- (3) ボロ捨て場にはボロ以外は捨てないこと。

12. 防疫について **※入厩を認められないケースもあります。熟読し、遵守してください。**

- (1) 全ての参加馬は、健康手帳及び乗馬登録証(公認競技出場馬のみ)を必ず携行し、日本馬術連盟「馬インフルエンザ予防接種実施要領」(別紙)に定められた条件を満たす馬匹に限る。

第 67 回東京馬術大会

(2) 馬インフルエンザ予防接種は、基礎接種を21日～2カ月以内の間隔にて2回行い、それ以降7カ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を実施していること。

【経過措置】

1. 2008年3月31日以前に起訴接種を完了している馬について

①基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。

②2回の基礎接種の間隔は、2週間以上2か月以内であれば可とする。

2. その他、過去の履歴において要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。

(3) 入厩する6カ月+21日以内に、補強接種または基礎接種(2回目)を受けていること。ただし、競技場に入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴と認められない。

(4) 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めていることが望ましい。獣医師が輸入前の摂取歴を要領にある例文の文言を用いて証明し、摂取歴のコピーが添付された場合は摂取歴として認める。

(5) 入厩馬に馬インフルエンザ予防接種不備があった場合は、要領にある制裁措置の対象となる。

(6) 予備馬については、入厩届にその旨を明記し、入厩予定馬同様に必要な情報を記入しておくこと。また、当初入厩予定の馬匹に事故ある場合に限り予備馬への変更を認める。

※入厩届に記載のない馬匹への変更は認めない。また、競技エントリーのない馬匹の競技場の入厩は認めない。

(7) 輸送に用いる馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒しておくこと。

13.その他

(1) 全ての参加者は、競技場と大会本部が定める「新型コロナウイルス感染症防止対策」を遵守すること。具体的な防止対策については別途ホームページ等にて公表する。

(2) 騎乗者は安全のため、保護用ヘッドギアを着用しなければならない(例外措置は規程確認のこと)。

(3) 馬運車及び乗用車の移動・駐車は大会本部(大会組織委員会)の指示に従うこと。なお、厩舎地区においては馬の積み降ろし、及び荷物の積み降ろし以外は駐車禁止とする。馬運車は速やかに大駐車場へ移動させること。

(4) 入厩頭数の制限や競技運営上の理由により、締切後に頭数削減を依頼する場合がある(主催者都合による変更の為、参加料は返金する)。

(5) 出場の順番は大会組織委員会において事前決定する(団体内での順番に希望がある場合、参加申込書にその旨を記入すること)。

(6) エントリー数の多少により競技日程の変更・中止を行う場合がある。

(7) 御殿場市馬術・スポーツセンターの使用心得を厳守すること。

(8) 競技場内の施設を壊した場合は、修繕費用請求が発生する場合があるので大切に使用するとともに、不測の事態で壊した場合には、すぐに本部まで報告願います。

(9) 参加団体は省エネルギーに留意するとともに、厩舎地区及びその周辺を協力して清掃し、ゴミを持ち帰ること。

(10) 競技運営に差し障りのない場所を選定し、報道関係者等による写真、ビデオ撮影を行う。また得られた画像等を当競技会の広報活動に使用することがある(写真掲載をお断りされる方は、打ち合わせ会までに大会本部までその旨を知らせること)。

(11) 落馬後の再騎乗については、騎乗者の所属団体及び自己の責任において決定すること。騎乗者が未成年の場合は、その保護者又は監督責任のある者の判断に基づくこと。

(12) 万一の事故の場合、応急処置は講ずるが、主催者および運営実行委員会はその責を負わない。

(13) 選手及び馬取扱者は、大会会場内において、事故の無いよう細心の注意を払うこと。

(14) その他、大会本部が指示する事項に従うこと。大会要項及び会場の使用心得を守れない団体は、大会本部より注意勧告を行うが、改善が見られない団体は失格とする場合がある。